

平成25年12月17日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時03分 開議)

(出席議員 15名)

1番	福	田	晃	悦
2番	稻	岡	健	太
3番	南		正	紀
4番	寺	井		強
5番	堂	下	健	一
6番	南		政	夫
7番	下	池	外	巳
9番	越	後	敏	明
10番	田	中	正	文
11番	富	澤	軒	康
12番	櫻	井	俊	一
13番	林		一	夫
14番	戸	坂	忠	寸
15番	久	木	拓	栄
16番	山	本	辰	榮

(欠席議員)

8番 須 磨 隆 正

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	小	泉	勝
副	町	長	庄	田
教	育	長	穴	田
教	育	次	長	間
総	務	課	長	寺
富	来	支	所	長
企	画	財	政	課
情	報	推	進	課
税	務	課	長	土

住 民 課 長	山 科 等
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
環境安全課長	増 田 廣 樹
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	松 田 正 剛
まち整備課長	細 川 一 元
富来病院事務長	山 本 政 人
会計管理者(会計課長)	谷 場 可 一
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	板 尾 正 幸

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	安 田 朗
議会事務局次長	村 井 直

(議事日程)

- 日 程 第 1 諸般の報告
- 日 程 第 2 町長提出 議案第 8 8 号ないし第 1 0 4 号及び第 1 0 8 号ないし第 1 1 3 号 (委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日 程 第 3 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

---

( 開 議 )

**富澤 軒康議長** ただ今の出席議員は 1 5 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

8 番 須磨隆正君から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、これをご報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

---

日程第 1 諸般の報告

**富澤 軒康議長** 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

---

**日程第2 町長提出 議案第88号ないし第104号及び第108号ないし第113号**  
(委員長報告、質疑、討論、採決)

**富澤 軒康議長** 次に、町長提出 議案第88号ないし第104号及び第108号ないし第113号を、一括して議題とします。

以上の各案の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長 久木 拓栄 君。

**久木 拓栄総務常任委員長** はい、議長。

それでは、総務常任委員長報告をいたします。

今定例会において、総務常任委員会に付託をされました、議案6件について、去る11日に委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果について報告をいたします。

まず、議案第88号 平成25年度志賀町一般会計補正予算(第3号)については、歳入では、個人住民税や固定資産税の増収見込みと災害復旧にかかる補助金等の増額を主なものとし、歳出では、総務費で、将来的な行政情報化の整備推進に要する財源として、行政情報化整備推進基金、その他公共用施設修繕・維持補修基金などの積み立てによる増額等を主なものとする補正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員から、歳入において、行政財産使用料の計上の経緯、固定資産税の増額の要因など、一方、歳出においては、行政情報化整備推進基金積立金の内容、能登スマートドライブプロジェクトの実証事業等にかかる内容等の質問がなされ、町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

続きまして、議案第95号 平成25年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)については、歳入では、一般会計繰入金、伝送路移転補償金の増額等を主なものとし、歳出では、将来的なケーブルテレビ設備機器更新にかかる計画策定やケーブル移設工事に要する経費の増額、

また、自主放送設備機材等更新工事費の事業費精算見込みによる減額等を主なものとする補正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審査に際し、委員からは、歳出において、自主放送設備機材等更新工事費の減額理由、ケーブル移設工事費の内容等の質問がなされ、町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第103号 志賀町ケーブルテレビ施設条例の一部を改正する条例については、平成26年4月1日から運用される消費税等の改正によるケーブルテレビ加入負担金及び利用料金等の額の改正内容、また、加入時の工事費の一部負担金並びに加入負担金等の減免規定見直しの内容等についての説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、事業所等の加入負担金の内容等について質問がなされ、町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第111号「公有水面埋立諮問について」の議決の一部変更について、議案第112号「新たに生じた土地の確認について」の議決の一部変更について、議案第113号「字及び小字の区域の変更について」の議決の一部変更については、一括して審議を行い、その内容について、議決をした当該埋立地の土地の地番の表示について誤りがあり、今回訂正を行う旨の内容であるとの説明を受け、各議案について、採決の結果、議案第111号、議案第112号、議案第113号のいずれについても全会一致をもって可決すべきものと決しました。

その他の件といたしまして、当委員会では、所管事務調査として、来る平成26年2月3日から5日にかけて、町担当職員の同行を得て、当町の今後の行財政改革及びケーブルテレビ運営のあり方について、山口県長門市及び福岡県大野城市を視察することを決定をいたしましたので、申し添えておきます。

以上、総務常任委員長報告といたします。

**富澤 軒康議長** 教育民生常任委員会委員長 田中 正文 君。

**田中 正文教育民生常任委員長** はい、議長。

教育民生常任委員長報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました、議案6件につきまして、12日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

まず、議案第88号 一般会計補正予算（第3号）については、総務費で、戸籍副本データ管理システム構築委託料の確定に伴う減額、民生費では障害者自立支援給付サービス等利用者の増に伴う扶助費の増額、衛生費では、新処分場の事業費を起債に振り替えたことに伴う広域圏事務組合負担金の減額や使用済み小型家電リサイクル法施行に伴い、燃えないごみを分別するためのかごや札等関係諸費用の増額、消防費では、常備消防の救急デジタル無線事業費を起債に振り替えたことに伴う負担金の減額、教育費では、志加浦小学校の屋上漏水による工事請負費及び町内小学校の消火器の耐用年数経過に伴う更新費用の増額、総合体育館の電気設備で高圧気中開閉器修繕料の増額など、各事業費の補正についての説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、障害者自立支援給付費が増額となった理由、青少年海外派遣事業費が減額となった理由及び今後の派遣先の見通し、また富来中学校体育館施設の夜間等の地域住民への今後の利用状況等についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第89号 国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では、特別調整交付金を増額し、歳出では、特定健診システム及びレセプト管理システムの搭載ソフトのサポート終了に伴う機器更新費用を増額とする補正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第90号 後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入では、平成24年度決算剰余金を増額し、歳出では、平成24年度保険料である後期高齢者医療広域連合納付金を増額とする補正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号 介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして

は、歳入では国民健康保険団体連合会からの平成24年度決算剰余金の返納金の計上、歳出の総務費では第6期介護保険事業計画策定に係る委員報償費を増額、地域支援事業費では認知症高齢者見守り事業を受ける対象者の増に伴う報償費の増額など、各事業費の補正についての説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは認知症を支援する側の体制の仕組み及びその研修状況についての質問や計画策定委員会の進め方についての質問があり、町長及び課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第98号 志賀町診療所手数料条例の一部を改正する条例について、及び議案第102号 志賀町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、来年4月からの消費税8パーセント改定に伴う使用料及び手数料の一部改正との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

また、今定例会の付託案件ではありませんが、その他の件といたしまして、小・中学校のいじめ問題の現況や志賀高校存続の振興策についての意見、また要援護者の地域での見守りネットワークの状況についての説明を受けておりますので、併せてご報告いたします。

以上、教育民生常任委員長報告といたします。

**富澤 軒康議長** 産業建設常任委員会委員長 林 一夫 君。

**林 一夫産業建設常任委員長** はい、議長。

産業建設常任委員長報告をいたします。

今定例会において、産業建設常任委員会に付託されました、議案13件について、13日委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第88号 一般会計補正予算（第3号）については、能登中核工業団地、荒木ヶ丘山村広場、公営住宅の各施設の管理経費の増額及び荒屋地区の広域農道等の災害復旧費の計上、各事業の確定及び精算見込みに伴う事業費の減額、その他、西山台ニュータウンの土地を買い戻すための土地購入費の計上が主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、西山台の土地の買い戻しへの対応、荒木ヶ丘山村広場のカギの管理、のと里山海道の豪雨への対策についての質問がなされ、それぞれ町長及び担当課長から詳細な説明を受けております。

次に、議案第91号ないし第93号については、特別会計の補正予算であります。

議案第91号 農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、処理場管理費の精算見込み、消費税納付額の確定等が主なものであり、議案第92号 公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）では、上半期の実績による光熱費や修繕料等の管理費の増額、工事費の精算見込みによる減額、議案第93号 地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）では、上半期の実績による光熱費等の管理費の増額及び浄化槽市町村整備推進事業管理費で委託料の精算見込による減額が主なものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、農業集落排水の処理場の統合及び公共下水道事業の整備による普及率や水洗化率を上げるための対応状況についての質問がなされ、担当課長から詳細な説明を受けましたので、併せて申し添え致します。

議案第96号 水道事業会計補正予算（第1号）については、収益的収支では、収入で量水器ボックスの売上、工事による漏水等の損料や現場処理の収益、落雷による共済保険金、支出で人事異動による人件費の減額、資本的収支では、収入で酒見地区の土地改良に伴う県・町施工事業支障配水管移転工事の負担金の増額、支出で人事異動による人件費の減額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号 志賀町地域振興拠点施設条例の一部を改正する条例、議案第99号 志賀町農業集落排水施設条例等の一部を改正する条例、議案第100号 志賀町都市公園条例の一部を改正する条例、議案第101号 志賀町給水条例等の一部を改正する条例については、いずれも消費税増税に伴う利用料金の改正が主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは、アクアパーク シ・オンの利用料金について、

他の自治体の状況や町民への周知方法、また、水道事業については収支の見通しの質問などがなされ、いずれも担当課長から詳細な説明を受けました。

議案第104号 志賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、国の、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正に伴い、入居者資格の対象者の拡大が主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

議案第108号 志賀町道路線の変更については、町道第740号西山羽咋線の起点を米浜地内から西山台地内へ変更するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

議案第109号 志賀の郷ファミリーパークの指定管理者の指定及び議案第110号 大島キャンプ場の指定管理者の指定については、いずれも地方自治法の規定により指定管理者の指定について議会の議決を求めるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員長報告といたします。

**富澤 軒康議長** 委員長報告を終わります。

---

( 質 疑 )

**富澤 軒康議長** これより、委員長報告に対する質疑を許します。

(質疑なし)

**富澤 軒康議長** ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

---

( 討 論 )

**富澤 軒康議長** これより、各案に対する討論に入ります。

まず、原案に反対の者の発言を許します。

(発言なし)

**富澤 軒康議長** 次に、原案に賛成の者の発言を許します。

(発言なし)

**富澤 軒康議長** ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

---

( 採 決 )



**富澤 軒康議長** これより、採決します。

まず、町長提出 議案第88号 平成25年度志賀町一般会計補正予算(第3号)についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 14名)

**富澤 軒康議長** 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第89号 平成25年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について、ないし議案第96号 平成25年度志賀町水道事業会計補正予算(第1号)についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**富澤 軒康議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第97号 志賀町地域振興拠点施設条例の一部を改正する条例について、ないし第104号 志賀町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを一括して採決します。

お諮りします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**富澤 軒康議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第108号 志賀町道路線の変更について(町道第740号 西山羽咋線)を採決します。

お諮りします。

**富澤 軒康議長** 本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**富澤 軒康議長** ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第109号 志賀の郷ファミリーパークの指定管理者の指定について、及び第110号 大島キャンプ場の指定管理者の指定についてを一括して採決します。

お諮りします。

両案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

両案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**富澤 軒康議長** ご異議なしと認めます。

よって、両案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、町長提出 議案第111号「公有水面埋立諮問について」の議決の一部変更について、ないし第113号「字及び小字の区域の変更について」の議決の一部変更についてを一括採決します。

お諮りします。

**富澤 軒康議長** 以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

各案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**富澤 軒康議長** ご異議なしと認めます。

よって、各案は委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第3 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

**富澤 軒康議長** 次に、各委員会委員長から、お手元に配布のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題とします。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

**富澤 軒康議長** ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

---

( 閉 議 ・ 閉 会 )

**富澤 軒康議長** 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了しました。

平成25年第4回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会します。

これにて、散会します。

(午後2時30分 閉会)

---

## 議 長 報 告

- 1 議長報告第40号  
請願の取下げについて
- 2 議長報告第41号  
陳情書について
- 3 議長報告第42号  
例月出納検査の結果について  
(平成25年11月27日実施分)
- 4 議長報告第43号  
閉会中の継続審査について
  - ・総務常任委員会委員長
  - ・教育民生常任委員会委員長
  - ・産業建設常任委員会委員長
  - ・議会運営委員会委員長
  - ・原子力発電所対策特別委員会委員長
  - ・議会広報特別委員会委員長

5 議長報告第44号

委員会審査報告について

- ・総務常任委員会委員長
- ・教育民生常任委員会委員長
- ・産業建設常任委員会委員長

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長 富 澤 軒 康

志賀町議会議員 久 木 拓 栄

志賀町議会議員 山 本 辰 栄